

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名：古物営業法
根拠条項：第3条
処分の概要：古物商の許可
原権者：北海道公安委員会
法令の定め： 古物営業法第4条（許可の基準）、同第5条第1項（許可の手続）、 古物営業法施行規則第1条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第1条の2（心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を 適正に実施することができない者） 第1条の3（許可の申請） 同第2条（古物の区分）
審査基準： 古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な 営業を期待できるときに許可する。
標準処理期間： 40日
申請先： 主たる営業所（営業所のない者にあつては住所又は居所。）の所在地を管轄する警 察署の生活安全課（係）又は生活安全第二課の窓口提出してください。
問い合わせ先： 北海道警察本部生活安全部保安課質屋・古物係 (電話011-251-0110)
備考：